

令和4年12月教育委員会定例会 議事録

日時 令和4年12月15日(木)

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和4年12月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和4年12月15日(木) 15時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	中崎教育長、廣田委員、黒田委員、森委員、伊東委員、嶋崎委員
出席職員	島村政策監、狩野教育次長、桑宮総務課長、竹之内県立学校改革推進室長、山崎教育環境整備課長、高稲教職員課長、加藤義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、初村高校教育課人事管理監、分藤特別支援教育課長、山崎生涯学習課長、日高学芸文化課長、松山体育保健課長、岩橋体育保健課体育指導監
開 会 前回会議録承認	<p>(中崎教育長)</p> <p>ただいまから、12月定例会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員を、私から指名させていただきます。議事録署名委員は森委員、嶋崎委員の両委員にお願いします。</p> <p>次に、11月定例会等の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p>
	<p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ご異議ないようですから、前回の議事録は承認することにいたします。それでは各委員、ご署名をお願いします。</p> <p>本日、提案されている議題等のうち、冊子2につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定によりまして、非公開として協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
教育長報告	<p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ご異議ないようでございますので、そのように進めていきます。</p> <p>まず冊子1の審議の前に、まず私の方から、ご報告をいたします。赤のインデックスで教育長報告資料がございますので、お手元をお願いいたします。</p>

「長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」で、臨時代理により処理しました「11月定例会県議会に提出される議案に対する教育委員会の意見について」であります。11月25日に開会した令和4年11月定例会に上程される議案の中の教育委員会関係の議案について、お配りしております教育長報告資料2ページにありますとおり、11月11日付で知事から議案の作成に対する意見を求められ、資料1ページのとおり、臨時代理により特に意見はない旨、回答いたしました。なお議案の内容につきましては、この後、総務課長から説明いたします。以上で、私からの報告を終わります。

(桑宮総務課長)

それでは、私の方から説明をさせていただきます。赤いインデックスの教育長報告資料をお開きいただきたいと思います。

11月定例会県議会に上程をされました議案について、ご説明をいたします。資料の1ページをお開きください。

こちらに記載のとおり、予算議案として補正予算2件、条例議案として1件ございまして、先日の文教厚生委員会及び分科会において可決すべきものと決定されております。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。第108号議案の第11号補正予算についてでございます。これは前回の11月定例会でご説明をさせていただきましたとおり、(1)の職員給与費の過不足調整、それから4ページをお開きいただきまして、(2)にございます対馬高校体育館の照明LED化改修工事及び火災報知設備改修工事に係る繰越明許費の設定、それからその下にございます(3)県立学校等で使用する電力についての債務負担行為の増額についてでございます。

次に5ページをご覧くださいと思います。5ページは第112号議案の第12号補正予算として職員給与費の給与改定に伴う補正が追加となっております。

続きまして7ページをご覧くださいと思います。7ページは第116号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、10月11日に行われました県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、また国家公務員の給与の取り扱いの状況等を踏まえまして、職員の給与改定等を実施するため、関係条例を改正したものでございます。

冊 子 1
第 2 1 号 議 案

(中崎教育長)

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

- - - - な し - - - -

(中崎教育長)

それでは、特にないようでございますので、定例教育委員会冊子 1 について審議をしたいと思えます。第 2 1 号議案について、提案理由を説明願います。

(田川高校教育課長)

冊子 1 ページの第 2 1 号議案「長崎県立中学校の入学選抜における規定変更について」、お諮りをいたします。

提案理由は、県立中学校の入学選抜におきましては、これまで高い教育効果を実現する観点から、男女同数としてきましたが、近年の志願状況、これにつきましては、下の参考の 2 の表をごらんただけますでしょうか。男女によって志願者数や倍率が異なっており、結果、難易度が生じているという現状がございます。こうした現状を解消するために、募集要項上、男女同数としておりました規定を変更することといたしました。具体的な変更内容は、男女同数の規定を撤廃するというものでございます。ただし、著しい男女の数の不均衡は、高い教育効果を損ないかねないため、男女の割合につきましては、そのいずれかが 6 0 % を超えないものという条件をつけた上で、当面の間、運用したいと考えております。適用は、令和 6 年度の入学選抜、つまり現在の小学校 5 年生からが対象となります。

参考に記載している資料をもとに全国的な動向も含めまして、ご説明をいたします。1 の表をごらんください。全国的には性別によらない選抜を行う学校がふえており、男女比について記載のない学校の割合は、令和 3 年度 5 9 . 8 % であったものが、4 年度には 6 4 . 9 % になっております。その一方で、これまで長崎県のように男女同数の学校数は、男女同数程度を含めまして、令和 4 年度で 3 7 校ということで 3 2 . 5 % となっておりますが、令和 3 年度と比較しまして、その割合は 4 . 9 ポイントの減となっております。このような全国的な動きも踏まえ、男女同数の規定を撤廃することといたしました。完全に撤廃しますと、著しく男女のバランスが崩れてしまう可能性が否定できないため、当面の間は上限を設定する

質 疑	<p> ことで、急激な学校環境の変化を防ぎたいと考えております。 また上限を60%に設定した理由につきましては、参考資料の3をごらんください。一番下の表になりますが、40名の学級を8班で編成した場合の男女比としまして、男女比が4対6であれば8つの班すべてにおいて、男子2名、女子3名になるのに対しまして、3対7になりますと、男子1名、女子4名の班が4つできてしまうということになります。県立中学校ではアクティブラーニングを積極的に導入しており、そのため、班活動の時間が多くとられております。また、思春期の真っただ中にある中学生において、同性が1人という状況は、孤立化を防ぐといった観点からも望ましくなく、安心した学習環境や、あるいは部活動の安定的な存続を考えますと、条件60%が適切であると考えております。また、全国的にも3校、上限60%の設定をした学校がありますが、こうした県にも聴き取りを行い、その効果を確認したところでございます。なお昨日、今年度、実施する志願者数をホームページで公開したところですが、男女の志願割合につきましては、最大開いた学校で男女比が45対55ということで、試験の結果次第ということにはなりますが、概ね6対4の枠の中に収まるのではないかと予想をしております。説明は以上になります。ご審議をどうぞよろしくお願いいたします。 </p> <p> (中崎教育長) それでは、第21号議案について、質疑討論を行いたいと思います。ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。 </p> <p> (廣田委員) この議案について、基になった中学校の入学者選抜の基本方針という冊子をもって読んでみたら、選抜についてというところに、入学者の選抜は適性検査、作文及び面接の結果、並びに調査書その他必要な書類を資料として志願者の適性を総合的に判断して行うものとするとして書いてあります。ですから、この選抜については、この基本方針の大原則をやはり大事にすべきだなと思っています。ここには要するに男女の問題というのは出てきていないのですよね。こういう中学校の入学者選抜が始まったときの状況と、今の状況はやっぱりちょっと違って来ているからですね。男女同数というのは、この後の募集定員のところで、男女同数と書いてあるのですよね。ですから、私自身は男女同数を撤廃するということについては、その方がいいだろうというふうに思うのですが、そのことについては </p>
-----	---

どうですか。

(田川高校教育課長)

今、廣田委員の方からご指摘ございましたように、基本方針の中には、いわゆる選抜方法のみ記載しておりまして、男女の同数だとか、そういったことについては記載しておりません。他県の基本方針を参考にいたしましたところですね、やはり基本方針の中で男女の割合については記載がある県がございました。来年5月に公開をします基本方針につきましては、そういった男女の割合等につきましても、記載をする方向で改定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

(廣田委員)

私はこの基本方針っていうのが一番大事で、やっぱりそこに男女の問題も書いていくべきだろうと思うのです。そして、この機会に国連憲章の、国連のですよ、SDGsがありますよね。その中でも、ちょっと読み返しをしてみたのですよ。そうすると国連には、こんなことが書いてありました。SDGsというのは国連の持続可能な開発目標なのです。ここに書いてあるのは、すべての人権を実現し、ジェンダーの平等、そして女性、女の子の能力を引き出すことを目指すと。はっきり書いてあるのですよ。これをいつまでやるかって、2030年までにやるというふうに、国連というよりも、もう世界全体でそういうふうに目指していこうというふうになっているわけですから、やっぱりその、ここには男性と書いてないのですよね。女性あるいは女の子の能力を引き出すことを目指すと。そうすると、この男女の差をなくしなさいということだろうと思うのです。そういう意味での基本方針を、やっぱり最初の大原則に、してほしいと思うのですが、そのことについてはどうですか。

(田川高校教育課長)

ジェンダーの問題というのは、今おっしゃいましたようにSDGsの中でも17のゴールの中の1つということで重要視されている問題でもございます。基本方針の中に、やっぱりそういった観点から、男女の取り扱いについて、やはり記載していくことは重要なことであろうというふうに考えておりますので、先ほど申し上げましたように次年度の5月の基本方針につきましては、その点の記載を明確にしていきたいなというふうに考えております。

(廣田委員)

国連の目標は2030年までということですから、はっきり言う
と国連の目標というのは、もう男女同数を撤廃するというよう
ですが、今ここで6対4というような比率が出てきていますけども、そ
ういうことも含めて、本当にこれでいいのかということを考えてい
くべきではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

(田川高校教育課長)

ジェンダーの問題というのは、ジェンダーそのものが自分の努力
では変えられないものでありますから、やはり最大限、尊重しなけ
ればならないものだというふうに考えております。従いまして、入
試におきまして、性差によって合格率が異なるということは原則
あってはならないものだろうというふうに考えております。しかし
ながら、ジェンダーバランスが著しく崩れた場合には、子どもの発
達やあるいは成長、あるいは人間形成の過程において、少なからず
影響を及ぼすものだろうというふうに考えておりますので、上限6
対4というのは一般的に受け入れられる比率ではないかと事務局と
しては考えた次第でございます。

(廣田委員)

その6対4なのですけどね、1ページ目に理由が書いてあるので
すよ。男女が不均衡な編成となるため、教育効果が十分に得られな
いか、存続が危ぶまれる部活動が出てくるなどの影響が考えられ
る。どうせやるなら、もう結果次第で、グループ活動で男女が不均
衡になってもいいのではないかと。あるいは存続が危ぶまれる部活
動が出てきたら、新しい視点で、その時点での新しい部活動を作っ
ていってもいいのではないかとというような思いもあるのです。です
から、何で6対4なのかなというような気持ちもするのですね。ま
あ現実路線としては今、5対5から6対4にするというのは、1つ
の前進だろうとは思いますが、何かこだわる必要もないのではない
かというふうな気がいたします。

(田川高校教育課長)

この6対4という比率を出すに当たりましては、事務局の方でも
過去の入試を検証いたしました。過去3年間、県立中学校3校の状
況を確認いたしましたけれども、いわゆる過去3年間分で3校です

から9個の結果があるわけなのですが、いわゆる6対4の比率に収まらないケースというのが、9つのうち2回ほどあったということで、裏返せば9回のうち、7回は6対4の中に収まるような結果であったというふうに考えています。

一方、そのうち2回というのは6対4の枠組みから外に飛び出すような形になっておりますので、いわゆる教育の学びの保証といった意味でのこの安定措置という意味で6対4という比率が適切ではないかというふうに考えましたし、また学びの中で、やはりどちらかの性が著しく少なくなるような状況が生まれましたならば、人間関係が固定されたり、あるいは狭い人間関係の中で、さらにその中で馴染まなければ、いわゆる不登校の問題等にもつながりやすいのではないかと。いわゆる思春期の中における人間形成、人間発達、そういったことを重要視することで6対4がふさわしいというふうに事務局としては提案する次第でございます。

(廣田委員)

この資料の表によれば、一方が60%を超えないという学校が全国に3校しかないのですね。この3校の実情は尋ねてみられましたか。何か不都合があったとか。

(田川高校教育課長)

この3校は栃木県でございまして、栃木県にも本県と同様に3校の県立中学校がございまして、こちらも実は栃木県の結果についてはホームページで公開されてございまして、それを検証していきますと、やはり3校の過去3年間分、つまり9個の同じような試験があるのですけれども、6対4の上限に達して、6対4の結果に収めたというケースが、やはり2回ほどここではあったということでございまして。栃木県の方に確認をいたしましたら、そういう概ね6対4の比率に入っているのだけれども、いわゆる安定措置というような意味合いでそういった規定を設けていると。これはもう効果的に働いているのではなかろうかというような見解をいただいているところでございます。

(廣田委員)

この問題を突き詰めていくと、入学願書の段階で、男女の記述を書かせることの是非ということまでなってくるのではないかと思うのですね。世界的には、そういう入学願書の中に、そういう男女の

記述さえもなくすという方向になっていると思うのだけど、今の入試では男女の性別を書かせているのですか。確認なのですけど。

(田川高校教育課長)

高校入試も含めまして、男女の記述は願書の中において記載しないようにしております。

(廣田委員)

将来的には、書かせることが本当に正しいのかどうか、そういうことも私たちは考えていけないといけないのではないかという気がします。

(中崎教育長)

私から補足して、今、5対5が6対4ということではなくて、基本的には撤廃と考えております。ただ検証はしっかりしたいと思っていますので、少し状況を見てまいります。その判断を待つてどうするかということをしっかり考えたいと思っています。その趣旨をご理解いただきたいと思います。

(森委員)

私、3番目の子どもが高校生にいますのでけれども、高校は受験して成績順とか結果で切られてはいるのですけれども、やっぱり中学校までは義務教育という範囲の中で、大きく均衡が崩れない環境というところが、この多感な年齢、特に中学校というのは、性別の違いだったり、考え方の違いだったり、いろんなことが目まぐるしく変わる3年間ですので、やっぱり性別に特段こだわわけではないのですけれども、異性の視点、異性の観点というのは、相互に取り入れる必要があるかなと思っているので、6対4にこだわわけではないというのはすごくよくわかっていますが、もし私が通わせるとなったときに、どちらかにすごく偏っているとした場合の、違う性別の子どもを抱えている保護者の立場に立つと、ちょっと心配な部分も出てくるので、その当面の間と書いてあるので、当面の間がいつまでかというところが、ちょっと明確ではない部分があるのですけれども、撤廃をして6対4というところを予防措置でやるというのは、保護者の側からすると、少し安心材料にもなるのかなと。ジェンダーというところを考えると、そこまでしなくてはいけないのかという視点はあるのですけれども、今までの半々とい

うところから、極端に7対3とか8対2になることはないとはわかっているのですけれども、やっぱり当面の間、予防措置があるというのは、安心感があると感じています。

(田川高校教育課長)

今、当面の間というのはどれぐらいなのだろうかというようなご発言もありました。高校教育課としましては特段、期限を明確に区切っているわけではないのですが、やはり新しい学習指導要領にもなっております。様々な、そういう時代の変化とともに、入試のあり方も変えていかなければならないと考えております。そういう側面もございまして、並行的に、いろんなものも変えていかなければならないと思っています。そういうことで試行錯誤を続けていく必要もございまして、少なくとも3年から5年ぐらいは様子を見ていく必要があるのかなというふうに考えております。

(森委員)

形にこだわらずに、そのとき、そのときに臨機応変に対応できる環境作りというのを、やっぱり県の教育委員会としては整えておくべきかと。それが長崎の子どもたちのために繋がっていくのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

(伊東委員)

先ほどのご回答の中で、ちょっと理解できなかったのが、9件の入学試験のうち、2件が6対4のルールをはみ出していた。もうそれは基本的に同数をとるというルールの中でやった中ですか。そこがよくわからなかったのですが、今までは長崎県では同数でとるというのが基本ルールになっていたのに、9回のうちの2回は6対4をはみ出しているような状況が、ルールがあるのに6対4をはみ出したというのが、ちょっとよくわからなかったのですが。

(田川高校教育課長)

説明が不足しておりました。過去3年間分のいわゆる入学の検査の資料の点数を、いわゆる同数ではなくて、それを撤廃したときに男女あわせて合格者を120名と決めたならば、その比率がどうなるかという検証をしたということで、その中で、いわゆる9個の試験の中で2回分が、その6対4の比率をオーバーする結果となったという、そういうことでございます。

(伊東委員)

その計算でいったら、そういうふうになっている年があったということですね。

その栃木県の話をつまえて、大体、概ね6対4に収まっているというお話だったということは、敢えて6対4を作らなくても、うまくいくものではないかなという気もいたしましたけど、いかがなものでしょうか。やっぱりそこは決めておくべきことなのではないでしょうか。

(田川高校教育課長)

先ほどの、今の9つの試験のうち2回というお話をいたしましたけれども、そのうちの2回は実は6対4の比率を大きく上回っているような状況も中にはございました。ですので、極端に男女のアンバランス、ジェンダーバランスが崩れたときのことを想定しての、今回の6対4でやるということでございますし、また地域的には、やはり女子の方の比率が高いような状況もまだ見られるところもあるというようなことも考慮して、総合的に判断をしたというところでございます。

(黒田委員)

なかなか難しい問題ですけれども、中学校入学であるというところが、やっぱりちょっといろんな思春期の真ただ中にあるので、不登校なんかについても、やはり小学校から中学校に上がった段階が非常に大きく出てくるという、いろんな問題がありますので、やはり適性検査で順番に並べてとるとということの中に、1つは6割なら6割ぐらいを限度に、枠の中でやっていくというのが、そういう教育的観点から見ても適性なのかなと。これはもう高校になったら全く平等になっていきますし、大学生の入試についてはもちろんもう完全なそれは撤廃をもうしなくてはいけないけれども、この思春期で小学校から中学校に上がるという時点の子どもたちの精神的な難しさ、そういうものを含めると、セーフティ的なものがある適性かと、それでいいのではないかと。それも暫定的ということでございますのでね、それで賛成いたします。

(嶋崎委員)

試験で点数がよかったにもかかわらず、そのジェンダーということで不合格になるというのは、本来あってはいけないことだと思います。

ますし、基本的には、やはりジェンダーレスであるべきだというふうに思います。ただ黒田委員がおっしゃったように経過措置としては、見ないといけないところも運営上あろうかと存じます。1つ気になるのが、ある地区において、予備校から県立中学校に、予備校で学習している50数名が合格したというようなことで、傾向と対策が現実として存在するのですね。小学生にとってそういう試験はいかななものかと感じました。

(田川高校教育課長)

入試問題につきましては、小学校の教科書を我々も十分に研究しながら、学んだことと実生活とを関連づけながら、いわゆる学んだことの知恵をどう応用させていくかというような試験問題を苦慮しながら作っているところでございます。一部、塾などでは十分、対策が行われているということは承知しているところでございますが、先ほど申し上げましたように、少し新しい学習指導要領が実施されるようになってきておりますので、そういったことと照らし合わせながら、時代に応じた試験問題の作成というのも我々としても心掛けていかなければならないというふうに思っております。ご指摘、どうもありがとうございます。

(中崎教育長)

他にございませんでしょうか。先ほどから意見が出ていますとおり、高校生の学力検査とは違って中高一貫校の中の適性検査ということでできるだけ、そういった教育環境を整えることで男女同数としてまいりましたけども、先ほどの希望者の男女のアンバランス、あるいはジェンダーフリーというようなことを踏まえ、撤廃というような方向に踏み出したわけでございますけども、今までの経過の中で一定、そういったセーフティネットを設けながら、しっかりまた検証して、またその結果を委員の皆さんにもいろいろお示ししながら、適正な入試のあり方を今後も引き続き検討していきたいと思っております。

ほかに意見がございませんということであれば、それでは、この議案につきまして、採決をしたいと思っております。

第21号議案は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

可 決
報 告 (1)

(中崎教育長)

ありがとうございます。それでは、ご異議ないものと認めます。よって第 2 1 号議案は、原案のとおり可決することに決定されました。続きまして報告事項に入ります。では、報告事項 (1) について、説明をお願いいたします。

(田川高校教育課長)

2 ページをお開きください。報告事項 (1) 「高校生の活躍について」、ご報告をいたします。

初めに諫早農業高校です。日本学校農業クラブ全国大会、この大会は 1 0 月 2 6 日から 2 7 日にかけて北陸 3 県で開催されました。プロジェクト発表会には、全国 9 つのブロック大会でトップの成績を収めた 9 チームが参加をいたします。結果は区分、 類で、食品科学部の 1 0 名が最優秀賞、文部科学大臣賞を受賞いたしました。また農業鑑定競技会には各都道府県の代表生徒が参加しますが、農業土木科の 3 年、岩永颯太さんが、区分、農業土木において、参加 6 1 名中で最優秀賞を受賞しました。(3) 内容にも記載しておりますが、プロジェクト発表の研究につきましては、全国的に問題となっている放置竹林に注目をし、その解決と活用を目指して、企業とともに連携し、試行錯誤を繰り返しながら研究しています。研究によって開発された、きのこの菌床栽培技術については現在、大手のきのこ生産企業を含め、全国 1 5 道府県で試験が進行中です。農業鑑定競技につきましては、日ごろから学習している農業に関する高度な専門技術と知識、そして短時間のうちに回答を引き出す素早い判断力が要求される競技です。生徒はもちろん指導者教員の地道な努力が今回の受賞の原動力となりました。

次に、長崎工業と大村工業です。全国工業高等学校長協会が主催する、高校生ものづくりコンテスト全国大会の結果になります。(2) 成績につきましては、電子回路組立部門において、長崎工業高校情報技術科 3 年 坂本寛弥さんが優勝、自動車整備部門で機械科 3 年 高尾翔太さん、木材加工部門で建築科 2 年 糸山琉児さん、化学分析部門で大村工業化学工学科 3 年 岡橋凜弥さんが準優勝を果たしました。今大会は、1 1 月 1 2 日から 1 3 日にかけて、北信越地区を会場として実施されました。競技内容につきましては (3) に記載のとおりですが、各部門とも、全国 9 ブロックを勝ち抜いた代表と、開催地枠を含めた 1 0 人の代表が出場する大会となっております。

<p>質 疑</p>	<p>す。なお全国大会での長崎工業の優勝は今回で通算5度目です。また全国大会での7部門中3部門での入賞は、過去最高の成績であり全国初となります。なお、今大会までの大会入賞者は通算25人となり、全国1位の実績となっております。</p> <p>これらの優秀な成績を収めた生徒及び指導に当たった先生方につきましては来週、教育長を表敬訪問する予定となっております。報告は以上でございます。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ただいまの報告につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>もちろん工業高校も非常に立派な賞を受けていると思うのですが、今回、非常に嬉しかったのは、この最優秀賞、文部科学大臣賞のプロジェクト発表です。ちょうど私も趣味で研修を受けたのですが、原木栽培というのは、年間2回しか採れないのだそうです。ところがこの菌床栽培法というのは、年間6回ぐらい採れるということなのです。ですからこの発表内容を読んでみて、非常にしいたけを栽培する有効な方法で、この子たちがやっているのは、先ほども申し上げたSDGsの活動にも非常に放置竹林を有効活用して、しかも世の中の役に立っていく活動なので、非常にこれを見て嬉しいなと思いました。1つ聞きたいのは、その県内の企業のどういう会社と連携ができているのか、先ほどの社会教育委員との意見交換会の中でもあったけど、こういうものこそ株式会社化して、そういう企業と連携してやっていけば、おもしろいことができるのではないかと思ったものですから、一過性に終わらせないために、その辺のところ、わかる情報があったら教えてください。</p> <p>(田川高校教育課長)</p> <p>報告事項に記載しておりますように、実は全国展開していますホクト株式会社、これは長野県に本社がございまして、全国展開している大きな会社になりますけども、ここが中心となりまして15道府県の企業とやっているということなのですが、県内の企業とは実は諫早、大村の農家と直接やり取りをしながら、今現在、試験栽培を実施しているというような状況になっています。この放置竹林の竹パウダーを使うと成長スピードが速くて大きいものがとれるという特徴があるようなのですが、同時に県の工業技術センターで、こ</p>
------------	--

の竹林の竹パウダーを利用し、できたきのこの栄養成分を今、分析中でございます。その成分が、普通の菌床の分とどうなのかということと比較する結果が出てくるというふうに聞いているところでございます。

また従来、特許技術も取得していて、それを諫早農業が取得した特許技術を応用する形で今回やっているというようなことも、学校の方から聞いているところでございます。

(廣田委員)

そういう特許まで取得しているということであれば、ホクトは全国的な会社でしょうから、なんか県内企業と連携して、そういう、高校で会社を設立というのは非常に難しいのかもしれないけど、何かそういうふうに持っていけたら、非常に明るい話題になるのではないかと思ったものですから。その辺は、県内企業とはやってないのですか。

(田川高校教育課長)

企業としましてはホクトと伺っておりますけれども、県内は個人農家ということではあります。今、言いましたように、工業センターといわゆる連携して製品分析をしながら、この竹パウダーでできた、しいたけがどのようなものなのかというのを、総合的に打ち出していきながら、商品化をしていくということは念頭にあるようでございます。今後、起業家精神を培っていくということは、非常に重要なことだろうと思っておりますので、アグリプレナーシップ、そういったこととも繋げながら、高校生の活躍が実社会で生きていく、流通するということを念頭に学校の方を支援してまいりたいというふうに考えてございます。

(中崎教育長)

報 告 (2)

ほかに、ご質問等ございませんか。それでは、続きまして、報告事項(2)について、よろしく申し上げます。

(竹之内県立学校改革推進室長)

資料4ページ、報告事項(2)「令和5年度公立高等学校進学希望状況調査(第2回)の結果について」、ご説明をいたします。

この結果につきましては、去る11月17日に公表させていただいております。調査目的は記載のとおりですが、本調査については

7月1日と11月1日を基準日といたしまして、年2回実施いたしております。調査対象者は、昨年度と比較し85人少ない1万1,980人となっております。

調査結果ですが、(1)進学希望者数は1万1,814人で、進学希望率は98.6%となっております。なお未定者が全体の1.0%に当たる117人おり、昨年11月調査と同程度の割合となっております。(3)課程別の進学希望倍率については記載のとおりですが、全日制課程が0.88倍で、昨年より0.01ポイント減となっております。なお全日制の志願者数は、昨年と比較して公立高校は162人減少となっておりますが、一方、私立高校は49人増加となっております。令和2年度から私立高校の授業料実質無償化等の影響もあり、私立高校を第一希望とする生徒が年々増えている傾向でございます。また、多様な学びを求めまして、公私立問わず通信制の学校を希望する生徒も増えつつあります。

5ページをご覧ください。希望倍率が高い学科、学校、普通科ごとに掲載しております。例年と同様、工業高校の建築科や情報技術科といった学科が上位に並ぶ中、佐世保工業高校の土木科や諫早農業高校の農業土木科など、公務員として就職が多い学科の希望倍率が高くなっております。

6ページをご覧ください。新たな学科を設置しました6校のデータとなります。令和4年度に開設しました松浦高校の地域科学科ですが、希望者数が定員の半分というところで、厳しい結果となっております。また令和5年度に開設する長崎北陽台、佐世保南、島原、大村、猶興館高校の文理探究科につきましては、5校すべてにおいて、7月の調査から希望者数が増加し、5校を合計した360の定員に対しまして、希望者数が377人と、全体で言えば希望倍率は1倍を上回っております。松浦高校の地域科学科に関しましては、今年度、文部科学省の委託事業により、新たにコーディネーターを6月上旬から雇用し、小中学校や松浦市、地元企業等と連携した学びの企画運営、周知広報など精力的に活動していただいておりますけども、志願者数の増加にはまだ至っていないという状況でございます。今後は引き続き、地域と連携協働した探究活動に取り組みながら、現在の中学2年生、1年生もターゲットとした、早期の生徒募集活動の一環として、年明けにも松浦鉄道や西肥バス等の中吊り広告等、松浦市の広報誌の活用も含めまして学科の広報活動を展開していく予定です。文理探究科に関しましては、これまでの各校におけるオープンスクール、それから学校説明会、近隣中学校や学習

<p>質 疑</p>	<p>塾への個別訪問等を行いまして、学科の特徴である探究的な学びの重要性など、受検生や保護者に説明してきたというふうに報告を受けております。また県教委の広報活動といたしましては、テレビや新聞での特集に取り上げてもらったり、県の情報番組やラジオ、全世帯広報誌や、教育委員会の広報誌など、ありとあらゆる媒体を利用して周知を図ってまいりました。今回、7月の調査から全体的に希望者が増加したことに関しましては、学科の特色や魅力について、一定、中学生や保護者に伝えることができたというふうに考えております。また昨年度の理数科の希望者数と比較すると、大幅な増加となっており、また佐世保南高校や大村高校のように学校全体の希望者数の増加の底上げにも繋がっているというふうに考えております。新学科を設置した意義は達成できたというふうにも考えております。しかし、今回、希望倍率が思うように伸びていない学校につきましては、文理探究科だけではなく、普通科のあり方を含めまして、学校全体としての魅力を発信できるよう、取組について、引き続き学校と一緒に考えてまいりたいというふうに考えております。以上で説明を終わります。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>私が一番、心配していたのは、今年度から募集を始めた文理探究科だったのですが、それがある程度、定員を超える倍率があったり、それに近づいているということで、ちょっと一安心しているのですが、例えば長崎西高の場合の理系コースは、1.69倍と非常に高いですね。ただその倍率で全部が落ちているかということ、第2志望で普通科に回って、みんな長崎西高に合格をするというケースがあるのですよね。ですから、例えば、ここの佐世保南の場合、2人足りないのだけど、例えば普通科を希望していて、第二希望に文理探究をすることが可能であれば回ってくるということが出来るのだけど、そういうシステムになっているのですかね。</p> <p>(竹之内県立学校改革推進室長)</p> <p>入学者選抜につきましては、前期選抜は第一志望のみの受検になりますが、後期選抜につきましては併願もできるようになっております。ただ、文理探究科を第一志望とする場合は、志願する学校の</p>
------------	--

普通科を第二志望と併願することはできるようにしているのですが、普通科を第一志望とした場合には、文理探究科を第二志望とすることはできないとしておりますので、佐世保南高校の場合には、いわゆる文理探究科に回って合格するということができないシステムになっております。ですので、佐世保南高校においては、いわゆる高い志を持って文理探究科を積極的に第一志望にさせていただくように、佐世保南高校の希望者がいる中学校や塾に対しまして、志願する際の併願制度について、丁寧に重ねて説明をして文理探究科の方を希望していただくように働きかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

(廣田委員)

私は、こういう定員が、要するに不充足になりつつある学校については、柔軟に対応した方がいいのではないかと思いますよね。前期選抜、後期選抜で私はあるところで話を聞いたのですが、非常に不満が多いです。前期選抜で何であんないっぱい落とすのかと。だから、本当にそれで今の公立高校の定員不充足の状態を解消しようとするのであれば、やっぱり佐世保南高校の場合も普通科を志望しても文理探究科に回れるとか、やっぱり柔軟な、要するに安全策をとってやらないと、もう落ちたら公立高校に行かずに私立高校に行くという状況であれば、やっぱり制度変更を考えてやっていかないと、要するに文理探究科が埋まらないということになるのではないかと。そういう事態は避けた方がいいと思うので、制度変更については毎年、毎年見直して、柔軟な対応をしてほしいと思います。

(竹之内県立学校改革推進室長)

ご意見ありがとうございます。私どもとしましては、今、最初に廣田委員がおっしゃったように、長崎西高の理系コースのように、それぞれの文理探究科が、それぞれの5つの学校のいわゆる希望者を集める看板的な学科になってもらいたいというような思いで設置をいたしております。ただ、おっしゃったように、いわゆる中学校の志願の状況ですとか、それから今後の志願者の動き等を踏まえまして、来年度以降、柔軟に対応できるようにしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

(中崎教育長)

ほかにはございませんでしょうか。それでは、ご質問ないようでご

報 告 (3)

ございますので、報告事項(3)に入ります。説明の前に資料を配布いたします。それでは、説明をお願いします。

(谷口義務教育課人事管理監)

「令和5年度公立小・中学校管理職員選考試験の結果について」、ご説明をいたします。冊子1の12ページ、報告事項(3)「令和5年度公立小・中学校管理職員選考試験の結果について」をご覧ください。

10月3日から11月8日にかけて、第2次試験となる面接試験を実施いたしました。その結果についてご報告いたします。別紙配付資料「令和5年度長崎県公立小・中学校管理職員選考試験2次試験突合資料」をご覧ください。突合に当たりましては、廣田教育委員様のご協力をいただきまして、無事に終了することができました。ありがとうございました。なお、この別紙資料につきましては、ご説明後、回収をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、表紙をめくりまして1ページ目、小学校校長からご説明いたします。まず表の見方についてですが、表1行目中央の1次合計と書かれた欄に1次試験の得点を記載しております。その右側の2次試験、年1から年6までの欄には、それぞれの面接官が10点満点で評価した面接点を記載しております。さらに右、調書の欄には、市町教育委員会が行う評価を記載しております。2次の合計点は、1次試験の10分の1の得点と、2次試験面接の面1から面3までの合計点、面4から面6までの合計点を2倍した得点、市町教育委員会評価5点満点を2倍にした得点をあわせた130点満点となります。表の一番右が合計の欄となります。この合計点の上位、下から順に並べております。

それでは、名簿登載者の説明をいたします。まず小学校校長についてですが、搭載予定者数が51名です。順位で51番目の者は2ページの上の方でございますが、合計点は85点です。次の52番目の者が83点であり2点の差がありますので、予定どおり51番目までを合格者といたします。

次に中学校校長についてです。3ページをお開きください。登載予定者数は25名であります。順位で25番目の者の合計点を確認ください。88点となっております。26番目の者も同じ88点となっているため、予定より1名多い26番目までの者を合格といたします。

次に小学校教頭です。4ページをお開きください。登載予定者数は62名です。順位62番目の者は次の5ページの、真ん中ほどになりますが、先ほど申し上げたとおり、予定数は62名ですが、62番の者の合計点数79点と同点の者が61番から66番までの6名おります。したがいまして、予定より2名少ない60番目の者までを合格といたします。

最後に中学校教頭です。6ページをご覧ください。登載予定者数は43名です。順位43番目の者はこのページの下になります。次の44番目の者とは一定の差がありますので、予定どおり43番目までを合格といたします。

定例教育委員会資料にお戻りください。小・中学校全体の結果を2選考試験結果に記しております。今年度の管理職選考試験の大きな特徴として、教頭職受験者の大幅な減少がございます。昨年度と比較して54名減という結果になりました。この大きな要因には、教頭職受験者としてもっとも中心となる世代、つまり40代の教員数が少ないことがございます。義務教育課では、今後しばらくこの状況に、大きな変化が見込めないことを各市町教育委員会、各小中学校校長と情報を共有し、1人でも多くの教職員の積極的な受験について働きかけているところであります。

この中の女性教職員の合格者数につきましては、校長職に12名、教頭職に21名と、昨年度と同数の結果を得ることができました。力のある女性教職員が、自信を持ってみずからの意思で力強く一步を踏み出せるよう、今後とも市町教育委員会や校長とともに、女性管理職の増加に向け、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

なお、今回の校長登載者の最高年齢は、小学校で57歳、中学校で58歳でした。また教頭登載者の最高年齢は59歳でありました。あと1年であっても管理職員としての資質能力があると判断し、名簿登載をいたしております。

今後、管理職員としての資質向上を図るために、早い段階から各自主任等の経験を積ませ、学校運営に参画する意欲と能力のあるミドルリーダーを長期的視点に立って育成するとともに、管理職、特に教頭の職務内容の軽減を図る働き方改革を推進し、女性に限らずすべての職員が、管理職はやりがいのある仕事であると実感できる職場環境づくりに努めてまいりたいと思います。以上、報告といたします。

(中崎教育長)

<p>報 告 (4)</p> <p>質 疑</p>	<p>ただいまの報告に対しまして、ご質問等、ご意見等ございませんでしょうか。それでは、続きまして報告事項(4)について、お願いいたします。</p> <p>(加藤義務教育課長)</p> <p>報告事項(4)「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について」、ご説明をさせていただきます。</p> <p>令和5年度から、教師が自分の研修したい内容について、管理職と対話をしながら主体的に学んでいく。そのために活用する研修履歴を作成することが義務づけられております。これは小・中・高・特別支援学校すべての教員に係る内容となっております。実施の背景としては2に記しております。令和3年11月に「令和の日本型学校教育を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」という審議まとめが中教審から示されております。この審議まとめを踏まえた法改正が本年7月に行われまして、教員の免許更新制度が廃止されると同時に、この研修履歴を活用した管理職と教員の対話による研修の受講奨励という取組が義務づけられたものでございます。これにより、次年度から教職員一人ひとりの研修履歴の蓄積を行ってまいります。実施に当たっての考え方といたしましては、3に記しておりますが、国の考えを踏まえまして、教員の新たな業務負担にはしないようにすること。また研修履歴を人事評価制度の面談の充実のために活用していきたいと考えております。具体的な実施時期と内容を4に記しております。令和5年度は研修履歴をエクセルファイルなどの電子ファイルに記録しておきまして、令和6年度には、今後、国が構築するシステムを活用いたしまして、この記録を進めてまいりたいと考えております。また現在、研修履歴はございませんので、実際は令和6年度の人事評価の面談から研修履歴を活用していくということになっています。</p> <p>現在14ページから記しております手引きの案を作成したところでございまして、12月中に文科省が示そうとしておりますシステムの内容との調整を図った上で、来年1月に市町教育委員会や学校へ、この取組について通知をしていきたいと考えております。以上でございます。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ただいまの説明について、ご質問等ございませんでしょうか。</p>
-----------------------------	--

(廣田委員)

この14ページから15ページは、これはまだ完成品じゃないということで捉えていいのですか。

(加藤義務教育課長)

基本的に、国のガイドラインに基づいて作成をしておりますが、この12月中に少し国が作成するシステムの内容が入ってまいりますので、そこで微調整をさせていただきたいと思っております。

(廣田委員)

とにかく学び直しというのは非常に大事なことで、特に北欧なんかは、今とにかく職業やめても、学び直しの機会というのがあって、国もそういうところに予算をつけて、なんか非常に北欧は安定した職業へ就くことができるような状況になっているという感じですね。これとはちょっと違うと思うけど、教員もですね、やっぱり、学び直しということをやらないといけないだろうと思うのですよ。例えばパソコンにしても。自分はプログラミングが不得意だという先生で、その人は自分で民間企業探して研修をして、ちょっと自信つけたという話をされました。そういうことって非常に大切だと思うので、どういうところで、どのような研修ができるのか、要するに一般企業との関係、民間企業と連携した一覧表みたいなものがあるのか、そういう協力してくれる企業とかですね。そういうものがないと、従来の教育センターの研修で10年研修をやりましたとか、そういう研修履歴はあんまり意味がないのではないかと思うのですね。そうではなくて、そういう新しいシステムに対して対応できるような学び直しの研修にいけるような企業との連携というかな、そういうものは作っているのですか。

(加藤義務教育課長)

今回、教員の免許更新が廃止されておりますが、教員がさまざまな分野において、主体的に学んでいくということは、さらに充実をしていく必要があるというふうに言われております。そういった中で、現在、民間と連携した一覧の方についてはございませんが、基本的には県が実施する研修計画については、教育センターのホームページ等に記しておるところでございます。ただ、今後はさまざまな団体や民間等も連携しながら、教員にどのような研修が提供できる

のか、またそれを現場の先生方にいかにわかりやすく伝えていくのかというのは、今後の大きな課題であると考えておりますので、今後、検討していきたいと思っております。

（廣田委員）

特に僕は情報教育ということを考えてみたら、もう狭い教員の世界ではどうにもならないと思うのですよね。ですから、特に情報教育の部門だけでも、やっぱり民間企業との連携がこういうところでできますよみたいなことを、先生方に示してあげないと、全然、研修の成果は上がらないと思うのですよ、それはどうですか。

（加藤義務教育課長）

確かに、これまでよりも、さらに幅広く教員が教師、教員から学ぶというだけではなく、他分野の方々から学ぶ環境をつくるというのは大変、重要なことであると私も考えておるところでございます。今、いろんな団体と連携を図りながら、今後、教員の研修計画、教員に提供できる研修というものについては、検討を進めているところでございます。

（廣田委員）

一番、大事な教育委員会の仕事ではないかと思うのですよ。一般の先生はなかなかそこまでタッチできないから、こういう教育委員会にいる人たちが、民間企業に当たって、こういうところで研修できるというシステムを作ってあげるというのは、特に情報教育の場合は必要ではないかと思っておりますので、考えておいてください。

（中崎教育長）

ご指摘のとおりだと思っています。この研修履歴は、評価を受けるために、従来の教育センターの研修をいっぱい受けてですね、上司との面談のときに、それが実績になるようにならないといけないと思っていまして、今からいろんな探究的な学びあるいは情報教育を中心とした産業教育みたいところは、教育現場だけでは、なかなか学ぶことができないので、今、ちょっと課長が申しましたように、民間企業の皆さんであるとか、あるいは探究的な学びであるなら博物館や美術館とか、あるいはプロスポーツの皆さんとかですね。そういう話をすると、非常に教育現場以外の方が、子どもたちのために先生頑張れと、自分たちの素材であればどんなことを提供すれ

ばそういった学びができるかという申し出をいろいろ受けておりますので、その研修体系等を整備しようと思っています。ただちょっと、今、ご指摘の中で思ったのが、産業教育の部分ですね。そこは民間企業の皆さんともお話しして、求める産業人材の中で、今の情報教育も含めて、どういった学びがあれば、子どもたちに提供できるかという仕組みも検討したいと思っています。

(森委員)

研修の中に、ぜひ組み込んでいただきたいなと思っているのですが、アントレプレナーシップ教育が佐世保で初めて、塾みたいな形であるのですが、大人のためのEQ講座というのがあるらしく、自分を見つめながら6回講座で、私もすごく興味があって行きたかったのですが、先生が子どもたちに教えるために、もちろんいろんな知識を身につけることも大事だと思うのですが、やっぱり精神的な部分というか、内面的の心の部分の調整が自分ができるようになるというのは、すごく大事なことで、そちらの方も重点的に力を入れていただくと、子どもたちにとっても、先生たちにとってもメリットがあるのかなと思うので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

(加藤義務教育課長)

どうしても教員の研修というと、狭い分野で考えがちなところがございます。ただ今、検討しているのが、やはり豊かな人間性であったり、もっと自分磨き、自分の業務とはかかわらないような部分についても多様な学びをしていく、ある意味、教員にとっての生涯学習、そのような環境を提供することが、子どもにとっての重要な役割であると思っています。このことについては、研修の提供もあるのですが、そのような働き方改革、そういう改革も進めながら、教員が学べる環境を作っていくということを大切にしていきたいと思っています。

(嶋崎委員)

研修はどのような場所でなさっておられるのですか。

(加藤義務教育課長)

基本的に、教員の研修となると、中心になるのは県の教育センターというところが中心でございます。あと実際には、それぞれの学

校を訪問して、それぞれの取組を学んだりしております。また、企業の方においていただいで研修を行うという形での研修も行っております。

（嶋崎委員）

私の経験からすると、研修や会議というのは、私どもも雲仙やハウステンボスなどに行ったりして、1泊2日でやりますけれども、ときに環境を変えた方が実際に効果があるのではないかと思います。

（中崎教育長）

やり方も含めて検討していきますし、今、教育現場以外の方もいろいろご検討いただいていますので、ぜひ嶋崎さんの持っておられるネットワークの中で、それが教員の学びにも活かされるような部分があれば、ぜひ連結をしていただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

（伊東委員）

最初、このタイトルを拝見したときに、研修履歴というのが蓄積されているのが、人事評価につながるということはないよねと思いつながりながら読ませていただいて、そしたら19ページに人事評価との関連という項目があって、それで「研修の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではない」と書いてあって、「一方、研修を行った結果として、各教師が発揮した能力や挙げた業績については、人事評価の対象となる」と書いてあります。結構、難しいなと思ってですね。研修を受けたことによって、この人の能力がどれぐらい上がっていったとか、業績が出たというのを、その上司が評価していくのって結構、難しいのではないかなと、そう思いました。

（加藤義務教育課長）

実際に、その研修をたくさん受けたから、その人の人事評価が上がるということではないということで、これに関しては、国が示したとおりの示し方をさせていただいて、少しわかりにくい文章になっているのかというふうに思っております。実際に研修を受けて、その方が能力を高めて、またそれが業績にも反映された。そうならば当然、その人の業績や能力ですので、それは評価に反映されるのですが、これを受講したことによって、それが人事評価に反映され

るということではないということになっております。

(中崎教育長)

もう少し、わかりやすく書いた方がいいかもしれませんね。そういうふうに取り取れるようなことであれば、どうしても受け取った方はそういうふうにとらえたいと思います。思っておられる趣旨と違うようなことになってはいけないのです。改定を加えるということなのですが、いろいろわかりやすい表現に努めるように検討してください。ほかに、ございませんでしょうか。それでは、報告事項を終了いたします。次の議案審議からは非公開で行いますので、報道関係者の方はご退席をお願いいたします。しばらく休憩しまして16時20分から再開をいたします。

協議(秘密会)
報告(秘密会)

(別紙議事録)
(別紙議事録)

午後5時28分、本日の会議を終了